

第7章

都市づくりビジョンの実現に向けて

第1 政策連携による都市づくりの推進

1 都市づくりビジョンによる政策連携の推進

都市づくりビジョンでは、これまでの都市計画の範囲にとどまらず、生活の質を高める視点を加えた、防災、交通、住環境、低炭素、みどり、文化、景観、健康の8つの戦略（都市づくり方針）を示しています。この8つの戦略の展開にあたっては、密接に関係する政策間の連携を強化し、複層化する課題に即応した効果的な都市づくりを推進します。

図表 311 8つの戦略（都市づくり方針）



図表 312 都市づくりビジョンと連携または具体化する主な計画

計画名	方針1 防災	方針2 交通	方針3 住環境	方針4 低炭素	方針5 みどり	方針6 景観	方針7 文化	方針8 健康
地域防災計画	●	●	●	○	●			
防災まちづくり推進計画（仮称）	●	●	●	●	●	○		
耐震改修促進計画	●	●	●					
自転車等の利用と駐輪に関する総合計画		●	○	●				●
住宅マスタープラン	●		●	●	●	●		○
環境基本計画	○	●	○	●	●			○
低炭素都市づくり計画（仮称）	○	●	○	●	●			○
みどりの基本計画	●	●	●	●	●	○	○	○
景観計画	●	●	●	○	●	●	●	○
産業振興指針	○	○	●			○	●	○
文化政策推進プラン			○		○	●	●	●
観光振興プラン	○	●			○	●	●	○
地域保健福祉計画	●	●	●		○		○	●
健康プラン		●	●	○	○		○	●
子どもプラン	○	○	●		○	○	●	●
スポーツ推進計画	○	●			○		●	●
国際アート・カルチャー都市構想	●	●	●	●	●	●	●	●
立地適正化計画（仮称）	○	○	○	○	○	○	○	○
公共施設等総合管理計画	○	○	○	○	○	○	○	○
池袋駅コア・ゾーンガイドライン 2020	●	●	●	●	●	●	●	●
池袋駅地区バリアフリー基本構想		●	●	○				●

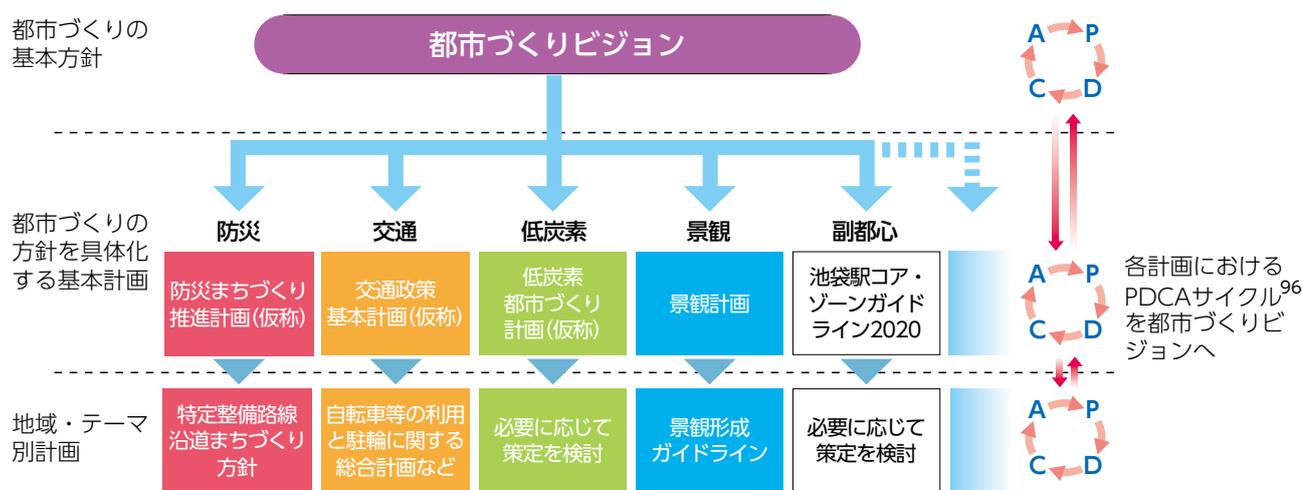
- ：都市づくり方針と密接に関係する計画
- ：都市づくり方針と関係する計画
- ：今後、都市づくり方針と連携を図る計画 ※今後、策定予定の計画を含む

2 都市整備分野の体系的な計画の策定

都市づくりビジョンを都市整備分野の上位計画として、体系的に施策を展開できる体制を整備します。具体的には、「都市づくりビジョンの8つの都市づくり方針を具体化する基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し、そのもとに地域やテーマなどに応じた計画を作成し、それぞれの役割を明確にします。

基本計画に対応した計画がない場合には、必要に応じて策定を検討するとともに、分野別計画との連携により基本計画の役割を担うこととします。

図表313 都市整備分野の体系的な計画策定



3 都市づくりビジョンを実現へと導く街づくり推進条例の検討

区では、都市計画マスタープランを実現するため、街づくりの推進について必要な事項を定めた街づくり推進条例を制定しました。しかし、制定後、都市づくりを取り巻く環境は大きく変化し、複層化する課題に対応するために都市計画マスタープランを見直し、政策連携と協働を基本姿勢とした都市づくりビジョンを策定しました。

これにあわせて、現在の街づくり推進条例の見直しを検討し、都市づくりビジョンで掲げた目標を実現するための体制・役割を整備していきます。

96 PDCAサイクル：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）
→Action（見直し）という政策サイクル

第2 都市経営の視点に立った持続可能な都市づくりの推進

1 時代の変化に対応した効果的な都市づくりの展開

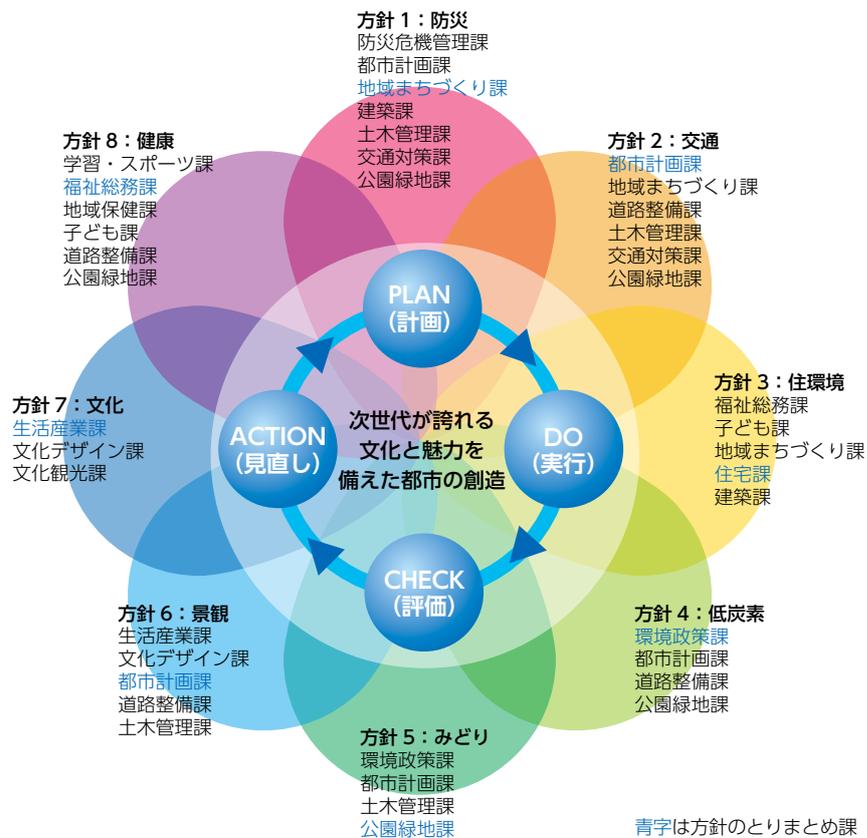
今後、人口減少、少子・超高齢社会が進展する中で、必要性や緊急性を踏まえて政策の優先順位を判断し、選択と集中による効果的な都市づくりに取り組みます。

そのために、都市づくりビジョンの策定において、庁内部局が連携した検討の枠組みをP D C A サイクル⁹⁶へと引き継ぎ、全庁的な都市づくりの推進体制を構築します。

また、進捗状況を評価する指標については、計画や事業の定量的な数値だけではなく、都市づくりビジョンの内容を反映した都市計画決定や事業の実施状況、様々な都市政策データを活用するなど8つの都市づくり方針の視点から評価できる仕組みを検討します。

評価にあたっては、都市計画審議会の部会などを活用した学識経験者を中心に構成する委員会を設置し、次の見直しに向けた準備をあわせて進めるとともに、庁内では都市政策に関する情報収集と分析を担う組織の設置と担当職員を配置し、最新の動向を踏まえた都市づくりの体制整備を検討します。

図表 314 都市づくりビジョンに基づく政策連携の推進体制



2 都市づくりの目標を実現するための制度活用

(1) 都市づくりを着実に推進する財源の確保

都市づくりの推進にあたっては、長い時間と多額の費用が必要となることから、国や東京都などの制度を最大限に活用して必要な財源の確保に努めます。

(2) 特区制度を組み合わせた新たな都市づくりの提案

規制緩和を推進する特区制度と都市づくりを組み合わせて、従来の枠組みでは実現できなかった計画・事業を国や東京都へ積極的に提案し、都市づくりビジョンで掲げた都市づくりの目標を実現していきます。

3 既存ストックの適正な維持管理と整備

(1) 既存ストックの維持管理と活用

高度成長期に整備された都市基盤や公共施設が一齐に更新時期を迎える中で、首都直下地震などへの備えや国際競争力を支える都市基盤の強化、少子・超高齢社会の進展に対応した施設の再配置など、既存ストックの計画的な維持管理と活用は厳しい財政状況にある区にとって重要な課題です。

こうした状況に対応するため、「豊島区公共施設等総合管理計画」を策定し、安全・安心を重点項目の一つに据え、公園や道路、橋梁などのインフラを含めた公共施設等の維持管理や活用などの方向を示していきます。

(2) 民間活力を導入したインフラ・公共施設等の整備の検討

公共施設の再配置等にあたっては、まちづくりの重要な要素であることを踏まえ、都市づくりビジョンで示した都市構造、「立地適正化計画（仮称）」や公的不動産（PRE⁹⁷）の有効活用などと連動させながら検討を進めていきます。

また、既存ストックの長寿命化や予防保全型の維持管理、新たなニーズへの対応など、分野を超えた政策連携や様々な主体との協働によって計画的なストック対策に取り組み、持続可能な都市づくりを実現します。

あわせて、PPP⁹⁸やPFI⁹⁹など民間活力の導入を検討し、効率的で効果的なインフラや公共施設等の整備などに取り組みます。

4 地域経営を実現するエリアマネジメント³⁴の促進

区民、民間事業者、大学、NPOなど多様な主体が協働して、快適な環境の創出や美しい街並みの形成、安全・安心なまちづくり、地域の歴史や文化の継承など、地域の価値を高める自主的なエリアマネジメントの取り組みを促進します。

97 PRE：Public Real Estateの略。国や地方自治体が所有する公的不動産を戦略的にマネジメントし、所有・利用形態を合理化する

98 PPP：Public Private Partnershipの略。官民連携により公共サービスを実施する手法

99 PFI：Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で実施し、効率的で効果的なサービスの提供を図る

そのために、市街地再開発事業の機会やまちづくり協議会、地域区民ひろばの活動などを契機としてエリアマネジメントの普及を図ります。また、エリアマネジメント組織による施設管理やイベント開催、地域のプロモーション活動などに取り組むB I D¹⁰⁰の導入を検討し、区内全域に広げながら、区民による自立的な地域経営につなげていきます。

第3 都市づくりを支える人材の育成と活用

1 都市づくりを担う人材の育成

(1) コミュニティのデザイン力を備えた人材の育成

高齢者や障害者などのノーマライゼーション、多様化する就業形態・働き方への対応、女性の活躍を支える社会システムの構築など、都市が抱える様々な課題の解決に取り組む人々の都市づくりへの参画を促し、ハード・ソフトの視点からコミュニティをデザインできる人材を育成します。

(2) 心地良い都市空間を生み出す人材の育成

地域を大切に思う気持ちを共有し、昔から暮らす人と新たに住みはじめた人が支え合い、まちのルールやマナーを互いに守りながら、国内外から訪れる人々をあたたかく迎え入れる心地良い都市空間を生み出す人材を育成します。

(3) 次世代を担う子どもたちの育成

将来の都市づくりを担う子どもたちに、都市づくりビジョンの内容を分かりやすくまとめた「子どもたちの豊島区都市づくりビジョン（仮称）」を作成し、生まれ、育っていく地域の歴史や文化、防災まちづくりなどを学ぶきっかけづくりに取り組みます。

2 高度な専門知識を有する人材の活用

大学や専門学校などの教育・研究機関と連携して、都市整備分野だけではなく、8つの戦略における高度な専門知識を有する学識経験者等を積極的にまちづくりに活用していきます。

3 政策連携と協働の要となる職員の育成

都市計画に関する高度な専門知識に加えて、行政分野の枠組みを超えた都市政策の視点からの広い視野と柔軟な発想力を高め、複層化する課題に対応できる職員を育成します。

あわせて、区民や民間事業者など都市づくりに関わる様々な主体と対話を繰り返し、今後の方向性を示しながら、実現に向けて合意形成を図っていく能力の向上に取り組みます。

100 B I D : Business Improvement Districtの略。区域内の不動産所有者から負担金を集め、その資金で施設管理やイベント開催、地域のプロモーション活動などの地域活性化に取り組む制度